

第 39 回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和 5 年 3 月 2 日 (木) 午後 6 時 30 分～8 時 40 分

(2) 場所

芝富士公民館 1 階ホール

(3) 出欠者 (会員数 7 名)

- ・会 員：6 名 (欠席者 1 名)
- ・事務局：川口市 5 名、(株)首都圏総合計画研究所 2 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 資料説明
(1) 整備計画の今後の方針について
- 3) 意見交換
- 4) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・資料：整備計画の今後の方針について



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

会長より、開会の挨拶。

2) 資料説明

事務局より「整備計画の今後の方針」について、資料に基づき説明。

3) 意見交換

【1. 主要区画道路5号について】

○：主要区画道路の整備の目的達成に向けて、どのようなことが考えられるか意見交換したい。当時の位置付けについてご意見はあるか。

○：無電柱化について、計画策定当時は東京電力が推進していたが、東日本大震災による影響で、計画が止まったと記憶している。市が無電柱化を諦めた理由は何か。

→：平成28年無電柱化の推進に関する法律が制定された後、埼玉県で無電柱化推進計画を策定した。市もそれに応じて無電柱化推進計画を策定したが、その時点では当地区における無電柱化は位置づけられなかった。

○：当時は協議会の意見を踏まえて整備計画を定めたはずである。

○：芝地区の整備計画は、防災性の向上が大きな目的である。主要区画道路5号を含む一部の路線に限定して無電柱化が定められているのはなぜか。

そもそも、阪神淡路大震災の被災状況をもとに、道路の幅員は8mが望ましいという議論がある中で、幅員6mに位置づけている主要区画道路においては、6mの幅員を確保し、ボトルネックとなる部分は解消することを目的に無電柱化を位置付けていたのではないか。そのボトルネックを解消する方法が他にあるのか。

目的は幅員6mの道路を確保することではなく、災害時のリスクをいかに減らすか、ということのはずである。その目的を逸脱すると、何のための計画か分からなくなってしまふ。目的と方法論は切り分けて議論すべきである。無電柱化させない方策をひねり出す会議になっているように見受けられる。「これはダメ」という進め方はやめて欲しい。

「ボトルネック」は曖昧な表現であるが、「無電柱化」は具体的な内容として位置づけられている。「無電柱化」を進めないのであれば、整備計画を改正する必要がある。

○：本日、無電柱化のほかに考えられることを意見交換するということは、無電柱化を諦めることを前提としているのか。

→：そうである。無電柱化は、現在の延伸期間の中ですぐに推進することが難しい中、他に代替となる方策を一緒に考えていきたいと思い、本日提案している。

○：電柱の民地内の移設は現実的に難しいだろう。

→：民地内の電柱の移設については、1本のみ移設することは難しく、ある程度まとまった街区単位で移設していく必要がある。

○：交通のアクセス性だけで広げるわけではなく、防災の観点ではないのか。その観点が抜けているのではないか。

→：主要区画道路5号は、この地区の中では比較的幅員の広い道路であり、塀が出ている家も少ない。

- ：主要区画道路 5 号は、北側に抜けていく道路として抜け道になっており、交通量が多い。また、運送会社の路上駐車も多く、通行がしにくいことが多いが、路上駐車がなければ他の道路に比べて通行しやすい。また、ゴミステーションも通行がしにくい要因になっている。
- ：主要区画道路 2, 3, 4 号は、消防活動困難区域の解消を目的としている。主要区画道路 5 号は、3 路線に繋がる路線として、幅員 8m に広げることが難しい代わりに、無電柱化を位置付けたのではないのか。無電柱化の他にもっと良い方策があるのであれば、これより以前に検討をしていたはずである。
- ：主要区画道路 5 号について、防災上いかに有効な改善方策を見出していくかが重要なポイントと考えられる。
- ：主要区画道路 5 号、5-2 号は、交差部が狭いため、消防車が侵入することは難しいだろう。
- ：道路整備に合わせて、隅切りは確保されているが、自転車と車が交錯しており、駐車の際に危険を感じる。
- ：対岸の寄附後退側は、隅切りが確保されないのではないのか。
- ：寄附後退側も隅切り部分は買収の対象である。主要区画道路 3 号、5 号の交差部は隅切りを確保している。主要区画道路 3 号、5-2 号の交差部は買収できていない。
- ：幅員 8m への買収の他、隅切りの部分も買収対象として交渉しているのか。
- ：その通りである。
- ：主要区画道路 3, 4 号から、主要区画道路 5, 5-2 号に通行するための隅切りの確保は、現在進めているところである。それ以外に 5-2 号が防災の面でもっと良くなるために何が考えられるか。
- ：無電柱化を進めていくか、それが難しいのであれば幅員 8m にすることではないか。整備計画の策定時は、どういう目的で定めたのか。
- ：一度定めた計画を変更することは大変なことである。当初の目標から変わらないことが裏付けされた修正案でないと、住民からの納得は得られないのではないのか。
- ：幅員 6m の空間を確保していく、という目的であれば、地区計画による壁面後退を位置づけていくという考え方もある。
- ：当地区では、既に 50 cm の壁面後退が定められているのではないのか。
- ：隣地境界線からの壁面後退を 50 cm としており、道路境界線からの壁面後退は位置付けていない。また、道路に面するブロック塀の高さ等を制限している。
- ：主要区画道路 5 号は、現況幅員が 5.6m 程度なので、両側 20 cm ずつ後退し、そこに門や塀を設置しないようお願いすれば、幅員 6m の確保に繋がる。一方、僅かな後退のため、合意形成が得られるかは別の話である。
- ：なぜ地区計画を変更する話になるのか。
- ：なぜ地区計画を定めるときにその話にならなかったのか。建築基準法でセットバックに関するルールはあるのか。
- ：建築基準法に道路斜線制限というものがある。幅員の狭い道路の場合だと、3 階建てを建てようとする場合は、多少道路から後退しないと 3 階部分が建てられないケースがある。
- ：主要区画道路 5 号については、無電柱化にするか幅員 8m にすれば良いのではないのか。電柱の民地移設はありえないと思う。

- ：実際に実施している事例もある。
- ：権利者の立場に立ってみると難しいと思う。
- ：幅員 6mの確保はどのように手順を進めていく想定か。先ほどのように地区計画に位置付けるのか。行政からお願いベースで進めていくのか。
- ：壁面後退のイメージが分からない。どのような効果があるのか。
- ：建替え時に建物の壁面を下がっていただき、かつ、そこに門や塀等を設置しないようにすることで、将来的に幅員 6mの空間が確保できる。
- ：道路の境界線は塀の位置になるのか。
- ：この場合、道路境界線の位置は変わらず、民地内で、建物の壁面と塀等を後退していただくことになる。
- ：壁面後退の目的が分からない。民地の部分を実質的に道路として利用するというのか。
- ：車が迫ってきたときの退避スペース等になることが想定される。また、他地区では、プランター等、すぐに動かせるものは設置可としていることもある。
- ：私有地を公共の目的で利用するというのか。
- ：車が通らなくても、人はその部分を通行するだろう。
- ：主要区画道路 3 号の用地買収した部分でも、移動スーパーが許可なく販売しており、それと同じことが起こり得る。
- ：そもそも、主要区画道路 5 号は道路幅が極端に狭い箇所がないので、ボトルネックと言えるか。
- ：電柱がボトルネックになっているのではないか。
- ：他の支障物がなければ電柱も大きなボトルネックとは言い難い。
- ：電柱が 2 系統あり、集約すれば片側の電柱はなくなるため、ボトルネックの解消まではいかなくとも多少の効果はあるのではないか。電柱は無くして欲しいと考えているが、難しいのであれば、今ある電柱の本数を減らしていく工夫は出来ないか。
- ：「無電柱化は難しい」ということが議論の前提であるのであれば、整備計画を変える必要があるのではないか。
- ：無電柱化を進めるには、かなりの時間を要するため、現在の延伸期間の中で実現できる内容を意見交換している。予算の面からも制約がある中、主要区画道路 2, 3, 4 号で終わりにするのではなく、他の内容も進めながら事業を終わらせていく方法を検討していきたい。
- ：主要区画道路 2, 3, 4 号が整備完了したら、事業を終えるという意味か。
- ：そういうことではない。事業期間が限られている中で、主要区画道路の整備以外の内容についても検討していきたいということである。
- ：無電柱化は、共同溝をイメージしていたが、以前筑波で国が実験している話を聞いたことがある。芝富士ならでの無電柱化の方策はないのか。無電柱化は、防災、景観の観点で必要なものと認識している。本来、住宅地も人が住んでいるところであり、防災上、本来はこういうところから実行していただきたい。いま整備計画で位置づけている中、せっかくであれば、実行できるように工夫していただきたい。
- ：継続して議論したい。

【2. 公園・広場について】

- ：以前、公園部会で小公園の事例見学に行った。その時は当地区においても、小さい敷地も公園として整備していく方向性だった。今回の説明で、ある程度の面積がないと公園として認められない、小さいところは市民が管理すれば認めるというのは、趣旨が違っているのではないかと。少しでも空気を広げていくために、道路整備の残地も公園として整備していくという方針ではなかったか。
- ：市内には、公園ではなく、憩いの場のような、道路の脇にベンチが置いてあるような小さい広場があるはずである。
- ：小さい面積でも公園にしていく方向性だったと認識していたのに、公園課が認めないというのはどういうことか。
- ：公園課は「整備しない」ということではなく、維持管理に関して一定の条件を設けているということではないか。
- ：管理をしてもらうのは次の問題ではないか。道路整備の一環で、活用できる残地があれば、公園や緑地として検討することになっていたはずである。そのため、公園部会は休会という扱いになっている。市には、検討用地が出てきたか、何回か尋ねている。当地区で検討する用地に大きな面積など期待できるわけではない。面積が小さいと管理できないというのはどういうことか。
- ：主要区画道路 2-3 号の残地についても、我々は公園として整備したいと考えており、当地区の特性上、大きな用地を確保することは難しいため、公園課に働きかけているところである。一方、公園課としては、狭小公園は管理上の問題があるということで、難色を示している状況である。その中で、例えば花壇の植え替え等、維持管理の一部を地元の方に担っていただくことについて意見を伺いたいと考えている。
- ：2,000 m²以上の面積がないと公園課が管理できないので、狭小の公園を整備していくうえでの管理の在り方を事前に話し合っておかないと次のステップに進めないということか。
- 面積が小さいほど、近隣からの苦情やごみ問題が多いように見受けられる。そういう面から、公園課が管理できないと言っているのではないかと。
- ：芝樋ノ爪地区においても、小敷地の緑地整備について検討を進めている。当初は公園としての整備を検討していたが、公園課との協議の中で、維持管理面で難しいということで、緑地として扱うことになった。花壇の管理などは地元の町会にお願いすることになっている。このような状況のため、主要区画道路 2-3 号の角地の整備についても同様のことを検討していく必要がある。
- ：公園管理のスタンスも変わってきている。
- ：公園整備に関しては、市街地整備室は調整役としての役割であり、決定権がない。
- ：権限がないのに、なぜ当時計画を策定したのか。
- ：当時は、公園課とのすり合わせができていなかったのではないかと。それが具体的に整備を検討していく中で、様々な制約が出てきたということか。
- ：あらかじめ管理の在り方を話し合ったうえで、公園の整備を進めていきたいと考えている。今後、具体的に公園整備の検討を進めていく中でも、公園課からの条件がいくつか出てくると思われるが、例えば花壇や鍵の管理など、一部を地元の方に協力いただく中で、工夫すれば進められそうな状況である。そのため、細かい話が先行してしまうが、本日議題にさせていただいた。
- ：工夫すれば狭小の面積でも整備できるということか。

- ：面積が小さい用地は何というのか。
- ：一般的には緑地と呼ぶことが多い。
- ：小さい面積のところに遊具は置かないだろう。
- ：候補地がいくつか出てきているので、公園部会を再開するのは良いのではないかと。また、具体の場所により条件も異なると思うので、公園部会を開く中で公園課を呼んで具体的に話し合えばいいのではないかと。
- ：緑地としても整備していくという理解で良いか。
- ：その通りである。
- ：公園部会は再開するのか。
- ：具体の場所により条件も異なってくる。
- ：以前、近隣の児童公園に時計、照明、ベンチの増設を公園課に要望したが、面積に要件があり、小規模な公園に増設するのは難しいという話をされたことがある。
- ：公園部会と公園課で意見交換するのは良いと思う。
- ：主要区画道路 2-3 号については、資材置場の活用が終われば、整備に向けて動き始めることができる。来年すぐに、というわけにはいかないが、検討を進められそうなところが複数ある。芝樋ノ爪地区では、公園の具体的検討の前に「公園づくりの申し合わせ」を作成し、地区全体の共通の方針を定めているが、当地区でも複数の候補地が出てきたので、個別に具体的な検討をする前に共通の方針を検討するのはどうかと考え、参考までに資料を用意した。
- ：公園部会を再開するのは良いと思う。公園部会長の木村さんと事務局で話し合うので良いのではないかと。
- ：進めて良いと思う。
- ：公園部会の再開にあたっては、当時部会だった人にまた協力してもらえるか分からず、改めて募集することも考えられる。

【3. 緑道について】

- ・本日は時間がなかったため、次回のテーマとする。
- ：来年度、整備の見込みが出来ている路線などがあれば教えて欲しい。また、主要区画道路 5-2 号、2-2 号に対する市の考えなど、次回の開催テーマとして取り上げて欲しい。
- ：主要区画道路 1 号もテーマに追加して欲しい。

4) 閉会

- ・次回協議会は、7 月下旬～8 月中となる。日程は会長と事務局で調整する。

以上